

(第5回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 3月25日
契約業者名	世紀東急工業(株) 東京支店
契約業者の住所	東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号
工事の名称	R6万世橋管内舗装修繕他工事
工事場所	自) 東京都千代田区神田須田町1丁目 至) 東京都千代田区外神田1丁目 他2箇所
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 (変更した内容について 記述する)	【万世橋管内地区】 工事延長 約260m (2箇所) ・舗装工(車道) 約4,000m ² ・遮熱材塗布工 約2,500m ² ・区画線工 約3,000m 【虎ノ門地区】 工事延長 約330m ・舗装工(車道) 約1,100m ² ・舗装工(歩道) 950m ² ・防護柵工 一式 ・区画線工 約400m
工期(自)	令和 7年 4月 1日
工期(至)	令和 8年 3月26日
変更前の契約金額	207,680,000円(税込み)
変更金額	+ 46,970,000円(税込み)
変更後の契約金額	254,650,000円(税込み)

変 更 理 由

1. 舗装工（虎ノ門地区）
 - 1) 現地精査の結果、掘削工、舗装復旧（国道）、舗装復旧（都道）については、数量精査（増）する。
 - 2) 現地精査の結果、歩道舗装（国道）及び歩道舗装（都道）については、数量精査（減）する。
 - 3) 交通管理者と協議した結果、分割施工することとなったため、切削オーバーレイ工（国道）、切削オーバーレイ工（都道）については、数量精査（減）する。
2. 排水構造物工（虎ノ門地区）
 - 1) 現地精査の結果、作業土工、側溝工（都市型可変側溝）については、数量精査（減）する。
 - 2) 現地精査の結果、側溝工（L型街渠）、取付管工については、数量精査（増）する。
3. 縁石工（虎ノ門地区）
 - 1) 交通管理者と協議した結果、中央分離帯工はプレキャスト基礎ブロックに変更する。
 - 2) 現地精査の結果、歩車道境界ブロックについては、数量精査（減）する。
4. 防護柵工（虎ノ門地区）
 - 1) 現地精査の結果、車両用防護柵（国道）は既存構造物の基礎と干渉するため、コンクリート基礎に変更する。
 - 2) 都道路管理者と協議した結果、横断抑止柵（都道）は車両の衝突を勘案し、車両用防護柵（都道）に変更する。
5. 区画線工（虎ノ門地区）
 - 1) 現地精査の結果、溶融式区画線、ナビラインについては、数量精査（増）する。
 - 2) 現地精査の結果、区画線消去が必要となったため追加する。
6. 道路植栽工（虎ノ門地区）

現地精査の結果、植樹については、数量精査（減）する。
7. 道路付属物工（虎ノ門地区）
 - 1) 現地精査の結果、既存構造物との干渉を回避するため、視覚障害者誘導ブロックの一部を視覚障害者誘導シートに変更する。
 - 2) 現地精査の結果、エスコートゾーンについては、数量精査（減）する。
8. 照明工（虎ノ門地区）

現地精査の結果、既存構造物によりプレキャスト基礎（φ1100H1200）が設置できないため、基礎構造を変更する。
9. 交通安全施設工（虎ノ門地区）

工期を延期していた警視庁による信号工事が完了したため、国道工事に起因して移設していた交通安全施設の復旧を追加する。
10. 構造物撤去工（虎ノ門地区）
 - 1) 現地精査の結果、分離帯用仮設防護柵、舗装版破碎（インターロッキングブロック）について、数量精査（減）する。
 - 2) 現地精査の結果、防護柵撤去、舗装版切断、舗装版破碎（アスファルト舗装）について、数量精査（増）する。
 - 3) 上記工種の増工に伴い、運搬処理工を数量変更する。
11. 仮設工（虎ノ門地区）
 - 1) 現地精査の結果、仮区画線工について、数量精査（増）する。
 - 2) 舗装工（虎ノ門地区）等の増工に伴い、交通管理工を数量精査（増）する。
12. 業務委託料（虎ノ門地区）
 - 1) 試掘調査の結果、道路照明の位置や基礎等の検討が必要となり、道路照明設計を追加する。
 - 2) 試掘調査の結果、道路照明の基礎の検討として地盤支持力が必要となり、地盤支持力試験を追加する。
 - 3) 現地精査の結果、歩道舗装高の変更により、3級基準点の一時撤去・復旧を追加する。
13. 工期は元設計とおりとする。